公害防止管理者等の種類及び区分

公害防止管理者	公告防止官垤有等の程規及び区方 選任できる 選任できる					
等の種類			公害発生施設の区分		資格者の種類	
大気関係 <u>第1種</u> 公害防止管理者	ばい煙	カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、 弗素, 弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物 を発生する施設(大気関係有害物質発生施設) を設置している工場		排出ガス量 4万Nm ³ /h以上	大気第1種	
" <u>第2種</u>				排出ガス量 4万Nm³/h未満	大 気 第 1 種 " 第 2 種	
" 第3種	発生施設(※	上与眼坛士马		排出ガス量 4万Nm³/h以上	大気第1種 第3種	
" <u>第4種</u>		大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設 設を設置している工場		排出ガス量 4万Nm ³ /h未満 1万Nm ³ /h以上	大 気 第 1 種 ~ 第 4 種	
公害防止責任者 (※3)	1	大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施 設を設置している工場又は事業場		排出ガス量 1万Nm ³ /h未満 5千Nm ³ /h以上	資格要件なし	
水質関係 <u>第1種</u> 公害防止管理者	汚水等排出施設(※2)			排出水量 1万m³/日以上	水質第1種	
" <u>第2種</u>		特定工場における公害防止組織の整備に関する 法律施行令別表第1に掲げる施設(水質関係有 害物質排出施設)を設置している工場		排出水量 1万m³/日未満 又は、特定地下浸 透水を浸透させて いる工場	水質第1種"第2種	
			ᆲᄩᅊᄱᄔᄧᇌᇄᆈᇫᅚᆚᄷᄱᄔᄔ	総排水量 1万m ³ /日以上	水質第1種 第3種	
" <u>第4種</u>		水質関係有害物質排出施設以外の汚水等排出施 設を設置している工場		総排水量 1万m ³ /日未満 1千m ³ /日以上	水質第1種~第4種	
公害防止責任者 (※3)		設を設直している工場又は事業場及び非鉄金属 1月 1月 1月 1日		総排水量 1 千m ³ /日未 5 百m ³ /日以上	資格要件なし	
	騒	音発生施設	&械プレス(呼び加圧能力が 980kN以上のものに限る。)			
	(※4)		鍛造機(落下部分の重量が1 t 以上のハンマーに限る。)		騒音・振動 -	
騒音・振動関係 公害防止管理者	振動発生施設 (※4)		液圧プレス(矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が 2,941kN以上のものに限る。)			
			機械プレス(呼び加圧能力が 980kN以上のものに限る。)			
			鍛造機(落下部分の重量が1 t 以上のハンマーに限る。)			
特定粉じん関係 公害防止管理者	大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる特定粉じん(石綿)発生施設 を設置している工場				特定粉じん又は 大 気 第 1 種 ~ 第 4 種	
一般粉じん関係 公害防止管理者	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる一般粉じん(石綿以外のもの)発 生施設を設置している工場				特定粉じん、 一般粉じん又は 大 気 第 1 種 ~ 第 4 種	
ダイオキシン類関係 公害防止管理者	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第14号までに掲げる施設を設置している工場				ダイオキシン類	

- ※1 大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設(同表の13の項に掲げる廃棄物焼却炉を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書きの附属施設に設置されるものを含む。)
- ※2 水質汚濁防止法施行令別表第1第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、 第65号から第66号の2まで、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設(同表第62号に掲げる施設で鉱山 保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。)
- ※3 香川県生活環境の保全に関する条例に基づくもの。(熱供給業に係る工場又は事業場は除く。)
- ※4 騒音規制法、振動規制法の規定により指定された地域内の工場に設置されたものに限る。